

1 通則 (8)人員基準欠如に該当する場合等の所定単位数の算定について

④看護・介護職員以外の人員基準欠如については、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者等の全員について所定単位数が地域密着型通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に従って減算される。
(ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く。)

- 小規模多機能型居宅介護事業所並びに看護小規模多機能型居宅介護事業所における介護支援専門員及びサテライト型小規模多機能型居宅介護事業所並びにサテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所における指定地域密着型サービス基準第63条第12項に規定する研修修了者並びに認知症対応型共同生活介護事業所における計画作成担当者が必要な研修を修了していない場合
- 認知症対応型共同生活介護事業所(サテライト型認知症対応型共同生活介護事業所を除く。)における計画作成担当者のうち、介護支援専門員を配置していない場合
⇒ **同様の取扱いとする。**

ただし、都道府県(指定都市を含む。以下同じ。)における研修の開催状況を踏まえ、研修を修了した職員の離職等により人員基準欠如となった場合に、市町村からの推薦を受けて都道府県に研修の申込を行い、研修を修了することが確実に見込まれる職員(以下この④において「研修未修了職員」という。

- **小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては介護支援専門員**
 - **認知症対応型共同生活介護事業所にあつては計画作成担当者**
- を新たに配置した場合は、当該配置の翌月から、当該研修未修了職員が研修を修了するまでの間は減算対象としない取扱いとする。**

なお、当該研修未修了職員が研修を修了しなかった場合は、通常の減算の算定方法に従って、人員基準欠如が発生した翌々月(⑤が適用されている場合は人員欠如が発生した月から起算して第四月目に当たる月)に遡って減算を行うこととする。

ただし、当該研修未修了職員が研修を修了しなかった理由が、当該研修未修了職員の急な離職等、事業所の責に帰すべき事由以外のやむを得ないものである場合、当該離職等の翌々月までに、研修未修了職員を新たに配置したときは、当該配置を行った月から、当該研修未修了職員が研修を修了するまでの間は、引き続き減算対象としない取扱いとすることで差し支えない。

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31日老計発0331005・老振発0331005・老老発0331018 厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知)

第二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数に関する事項

1 通則 (8)人員基準欠如に該当する場合等の所定単位数の算定について

⑤突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情が生じ、人員基準上必要とされる員数を下回った場合(③口及び④の場合に限る。)であって、次のイからニまでの全てに該当するときは、③及び④前段の規定にかかわらず、1年に1回に限り、人員欠如の発生が生じた日の属する月の翌々月までの間、通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に基づく減算の適用を猶予する。

この場合、職員の確保に係る取組及び一時的に職員を確保できないやむを得ない事情であることを別紙様式11に記載し、人員欠如の発生が生じた日の属する月の翌月までに速やかに市町村長に報告すること。

なお、別紙様式11には、報告する時点で有効な求人票の写しを添付すること。

イ 職業安定法(昭和22年法律第141号)第8条に定める公共職業安定所(以下単に「公共職業安定所」という。)又は都道府県ナースセンター、福祉人材センター等の同法第33条に定める無料の職業紹介事業(以下単に「無料職業紹介事業」という。)を活用して職員の確保に係る取組を行っていること。

なお、やむを得ない事情が生じていない場合においても、職員の求人を行う場合には、公共職業安定所又は無料職業紹介事業の活用等の職員の確保に係る取組を行っていることが望ましい。

ロ 職員の確保に係る取組に当たって民間職業紹介事業者を利用する場合には、医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者認定制度による適正認定事業者を含むこと。

ハ 公共職業安定所、無料職業紹介事業等を活用して職員の確保に係る取組を行っている場合においても、当該事業所又は施設が自ら採用情報をウェブサイトで公表する等、職員の確保に係る取組を積極的に行っていることが望ましい。

ニ やむを得ない事情が生じた場合であっても一時的に職員の確保ができないことにより、一部の職員へ過度な業務負担とならないよう、当該事業所又は施設は職員の適正な労働時間管理を行い、体制の整備を図るよう努めること。

【参考(1)】指定地域密着型サービス指定・運営基準に規定される研修

		認知症対応型 共同生活介護	小規模多機能型 居宅介護	看護小規模多機能 型居宅介護	認知症対応型 通所介護
代表者	→	認知症対応型サービス事業開設者研修			
		基準第92条	基準第65条	基準第173条	
管理者	→	認知症介護実践研修「実践者研修」又は「旧基礎課程」			
		+			
		認知症対応型サービス事業管理者研修			
		基準第91条	基準第64条	基準第172条	基準第43条
計画作成 担当者	→	認知症介護実践研修「実践者研修」又は「旧基礎課程」			
		基準第90条	+		
			小規模多機能型サービス等計画作成担当者 研修		
		基準第63条	基準第171条		
介 護 従事者	→	(短期利用共同生活介護のみ)			
		認知症介護実践研修「実践者研修」			
		+			
		認知症介護実践研修「実践リーダー研修」			
		厚生労働大臣が定める施設基準（厚生省告示第26号19ロ（5））			
		<ul style="list-style-type: none"> * 「実践者研修」は身体介護に関する基本的知識・技術を有し2年以上の経験者が対象 * 「実践リーダー研修」は介護保険サービス事業所等において5年以上介護業務経験を有し、かつ、「実践者研修」修了後、1年以上経過している者が対象 * 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護の計画作成担当者（予定者）は「計画作成担当者研修」の修了と介護支援専門員の資格が必要（サテライト型は介護支援専門員以外の者も可） 			

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年3月31日老計発0331005・老振発0331005・老老発0331018 厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知)

第二 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表に関する事項

3の2 地域密着型通所介護 (25) 人員基準欠如に該当する場合等の所定単位数の算定について

ホ 突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情が生じ、人員基準上必要とされる員数から1割の範囲内で減少した場合であって、次のaからdまでの全てに該当するときは、二の規定にかかわらず、1年に1回に限り、人員欠如の発生が生じた日の属する月の翌々月までの間、通所介護費等の算定方法に規定する算定方法に基づく減算の適用を猶予する。

この場合、職員の確保に係る取組及び一時的に職員を確保できないやむを得ない事情であることを別紙様式11に記載し、人員欠如の発生が生じた日の属する月の翌月までに速やかに市町村長に報告すること。

なお、別紙様式11には、報告する時点で有効な求人票の写しを添付すること。

a 職業安定法(昭和22年法律第141号)第8条に定める公共職業安定所(以下単に「公共職業安定所」という。)又は都道府県ナースセンター、福祉人材センター等の同法第33条に定める無料の職業紹介事業(以下単に「無料職業紹介事業」という。)を活用して職員の確保に係る取組を行っていること。

なお、やむを得ない事情が生じていない場合においても、職員の求人を行う場合には、公共職業安定所又は無料職業紹介事業の活用等の職員の確保に係る取組を行っていることが望ましい。

b 職員の確保に係る取組に当たって民間職業紹介事業者を利用する場合には、医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者認定制度による適正認定事業者を含むこと。

c 公共職業安定所、無料職業紹介事業等を活用して職員の確保に係る取組を行っている場合においても、当該事業所又は施設が自ら採用情報をウェブサイトで公表する等、職員の確保に係る取組を積極的に行っていることが望ましい。

d やむを得ない事情が生じた場合であっても一時的に職員の確保ができないことにより、一部の職員へ過度な業務負担とならないよう、当該事業所又は施設は職員の適正な労働時間管理を行い、体制の整備を図るよう努めること。

【参考(2)】医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者認定制度による適正認定事業者

適正認定事業者を探す

HOME > 適正認定事業者を探す

適正認定事業者一覧は[こちら](#)からダウンロード可能です

適正認定事業者の活用ガイドをご利用ください

認定分野

※各認定分野の職種で検索する場合、まず認定分野を選択してください。

キーワード 対応エリア

※2024年度認定より、早期離職時の返戻金は、求職者が就職後少なくとも6ヶ月以内に離職した場合を対象としていることが条件となります。

全てにチェック

※現在表示されている企業にチェックが入ります。

【URL】 <https://www.jesra.or.jp/tekiseinintei/certifications/>

6 認知症対応型共同生活介護 (11)協力医療機関連携加算について

④「**会議を定期的に開催**」とは、**次のいずれかに該当するもの**であること。

なお、協力医療機関へ診療の求めを行う可能性の高い入居者がいる場合においては、より高い頻度で情報共有等を行う会議を実施することが望ましい。

イ 電子的システムにより当該協力医療機関において、当該事業所の入居者の情報が随時確認できる体制が確保されている場合には、年1回以上開催すること。

□ 年3回以上開催すること。

ただし、

- 入院の必要性が認められた当該事業所の入居者が当該協力医療機関で年2件以上入院した場合
- 往診の必要性が認められた当該事業所の入居者に当該協力医療機関が年2件以上往診を実施した場合

⇒ 当該協力医療機関との会議の開催を年1回以上開催することで差し支えないこととする。

また、この場合において、入退院又は往診に際して当該協力医療機関の職員と、当該事業所の入居者の

- 急変時の対応方針
- 診療又は入院若しくは往診依頼時の連絡方法 等に係る適切な情報共有が行われていること。